

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部住宅政策課 No.005

処 分 名	駐車場の使用の取消し
処 分 の 概 要	市営住宅の共同施設として設置した駐車場の使用者が、市営住宅条例第 44 条に規定する事項に該当する場合は、使用者に対し、明渡し請求を行います。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成 17 年条例第 142 号）第 44 条
処 分 基 準	<p>市長は、駐車場の使用者が次のいずれかに該当するときは、使用者に対して、駐車場の明渡し請求を行うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 不正の行為によって、駐車場の使用の承認を受けたとき。</li><li>(2) 駐車場の使用料を 3 か月以上滞納したとき。</li><li>(3) 駐車場又は附帯する設備を故意に損傷したとき。</li><li>(4) 正当な事由によらないで 15 日以上駐車場を使用しないとき。</li><li>(5) その他市営住宅又は共同施設の管理上特に必要があると認めるとき。</li></ul>
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

【根拠条例】

■春日部市市営住宅条例

(駐車場の明渡し請求)

第44条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、駐車場の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって第42条第1項の承認を受けたとき。
- (2) 駐車場の使用料を3か月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又は附帯する設備を故意に損傷したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) その他市営住宅又は共同施設の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により駐車場の明渡し請求を受けた使用者は、速やかに、当該駐車場を明け渡さなければならない。

3 第1項第1号から第4号までの規定に該当することにより同項の請求を受けた者は、当該請求を受けた日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの間、毎月、当該駐車場の使用料の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。

4 市長は、第1項第5号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6か月前までに、当該使用者にその旨を通知するものとする。